



産業廃棄物処分量許可証

住 所 兵庫県たつの市龍野町大道374番地3

氏 名 株式会社西播磨環境
代表取締役 杉原 孝明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤 元彦



許可の年月日 令和6年4月26日

許可の有効年月日 令和11年4月25日

1. 事業の範囲

中間処理業

(1)中間処理(破碎)

取扱産業廃棄物の種類

1.紙くず

2.木くず

3.繊維くず

4.ゴムくず

5.ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)

6.がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 6種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

2. 事業の用に供するすべての施設

(1)木くずの破碎施設

設置場所 :兵庫県たつの市龍野町大道字古三味374番3 外5筆

設置年月日:令和4年3月29日

処理能力 :木くず95.6t/日(8時間稼働)

許可年月日:令和3年11月11日

許可番号 :第032102号

(2)破碎施設

設置場所 :兵庫県たつの市龍野町大道字古三味374番3 外5筆

設置年月日:令和4年4月7日

処理能力 :紙くず18.4t/日、繊維くず7.3t/日、ゴムくず31.8t/日、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず61.3t/日、がれき類90.7t/日(8時間稼働)

許可年月日:令和3年11月11日

許可番号 :第032103号

以上 2施設

3. 許可の条件

中間処理の場所は、許可証記載の場所に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成31年4月26日 新規許可

令和4年5月25日 変更許可(取扱産業廃棄物及び事業場の追加)

令和6年4月26日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無